

「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」に対する意見

2026年5月22日
 一般社団法人日本貿易会 法務委員会
 (事務局:政策業務第三グループ)

意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
1 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1株式の無償交付の対象範囲の見直し 1制度の具体的な枠組み	A案に賛成、A案とB案のいずれも設けることに反対。	総会での決議を不要とするA案は現行の現物出資構成による実務や新株予約権制度との整合性の観点からも合理的。B案は現行の現物出資構成と比較しても規制強化となるため反対。有利発行の該当性については、使用人への株式や新株予約権の交付は有利発行に該当しないと整理されている実務が問題なく対応されていること、株式の無償交付をすることができる株式会社の範囲が上場会社に限定されており、使用人等に交付される株式が上場株式であるため、株式の価値が明確であること、使用人等へ株式を交付することによって、その労働意欲が向上し、会社への貢献が期待され、会社が適正な便益を受領することになることから、「株式の無償交付の経営判断の過程、内容に著しく不合理な点がない限り有利発行に該当しない」と解すべきである。A案およびB案の規律をいずれも設けることについては、法制度上は、株主総会を経るか否かは選択制になるものの、実際上は、「株主総会の決議を経ない株式の無償交付は有利発行に該当する疑義が残る」との評価を前提に法改正がなされた、との受け止めがなされることになるため、リスク管理の観点から、企業は、事実上、株主総会の決議を経るB案での対応を選択せざるを得なくなるという懸念がある。そうすると、結局、企業が制度の活用自体を躊躇することになりかねず、株式の無償交付の活用が妨げられることを懸念する。
2 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第1株式の無償交付の対象範囲の見直し 2その他の検討事項	A案に賛成(現行法の見直しはしない)。	実務において、現物出資構成は特に法的な問題を生じることなく行われてきており、株主総会決議を要件とするという新たな規制は、現行の実務と比べて明確な規制強化にあたるため反対する。
3 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第2株式交付制度の見直し 1株式交付の対象となる場面	(1)A案に賛成。(2)子会社とする場合を株式交付の対象とすることに賛成。	(1)B案では柔軟な追加取得などのニーズにこたえることが難しいため反対。
4 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第2株式交付制度の見直し 2株式交付の対象となる会社	(1)持分会社を対象とすることに賛成。(2)外国会社を対象とすることに賛成。	
5 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第2株式交付制度の見直し 2株式交付の手続き	債権者保護手続きの廃止に賛成、また、(注2)記載の反対株主の株式買取請求権を認めないとする考え方に賛成。	株式交付および株式交換では、吸収合併などとは異なり、買収会社が対象会社の権利義務を包括的に承継するわけではないため、債権者保護手続の必要性は小さい。反対株主の株式買取請求権は過大な現金負担や対価設計の不確実性を生じさせて、円滑な株対価M&Aを阻害している。株式交付には、株式交付親会社において株主総会の特別決議による承認が必要であり、事前救済のための差止請求権も存在していることから、既存の株式交付親会社の株主の保護は十分に図られている。

意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
6 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第3現物出資制度の見直し 1検査役の調査の制度の見直し	試案に賛成。	株主総会の特別決議により現物出資財産の価額を定めた場合に検査役調査を要しないとする事については、現物出資の実務における時間的・手続的負担を軽減することになるため賛成。
7 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第3現物出資制度の見直し 2不足額填補責任の見直し	(1)アB案に賛成、イA案とB案のいずれか選択できるようにするのが望ましい。	
8 第1部株式の発行の在り方に関する規律の見直し 第3現物出資制度の見直し 3その他の検討事項	(1)新株予約権行使及び(2)設立の際にも上記と同じとすべき。	
9 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 1バーチャルオンリー株主総会の実施要件	バーチャル総会の導入には賛成なるも試案には一部反対。(1)実施要件として定款への記載は設けるべきではない。(2)インターネットを使用することに支障のある株主の利益確保手段をとること、また取らないことについて全員の同意を得ることに反対。(3)実施要件として規定すべきでない。	自然災害やパンデミックなどの不測の事態に直面した際に、すべての企業が迅速に制度を利用できるようにしておくことが望ましく、要件の定款記載は不要とすべき。また、インターネット等の浸透やスマートフォン等の普及により、デジタルデバイドの問題は小さくなりつつあり、会社が機器の貸出等を行う必要性は小さく、また、制度利用の実質的な妨げとなる。デジタル社会となりつつある中、株主総会の在り方についてはリアル・バーチャルのどちらかを原則とするのではなく並列として取り扱うべきであり、リアル株主総会について定款の定めを不要とし、バーチャルオンリー株主総会に限って定款の定めを求めるのは、リアル株主総会が「原則」、バーチャルオンリー株主総会が「例外」という考え方を前提とするものであり、適切ではない。「合理的に必要と認められる範囲」や「株主総会の議事における情報」が明確でなく、即時に、かつ、相互に「株主総会の議事における情報」の送受信を行うことができる通信の方法を使用しなければならないことが実施要件として規定されると、当該要件を満たしていないことを理由に、株主総会決議取消しの訴えを提起される懸念があるなど、実務上の支障を払拭できない。産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会においては、即時性や双方向性は要件とされておらず定款に通信手段の確保や要件を規定することはバーチャルオンリー総会の実施を困難にしかねず、定款への記載は不要とすべき。
10 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 2バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続き等	(3)対象となる通信記録等の具体的内容については必要最小限とすべき。通信記録については書面の議決権行使書の保存期間と同じ3か月とすべき。(4)株主による株主による通信記録等の閲覧または謄写に関する規律を設ける必要はない。	全体的に、バーチャルオンリー総会の利用を躊躇させる要因とならぬよう、会社に過度の負担とならないような工夫が必要。保存することが求められる通信記録等で挙げられている注1①～④は、いずれも、物理的な場所における株主総会においては、他の株主が把握できない情報であるうえ、④の「その他株式会社と株主との間のやり取り」については、その範囲が不明確である。通信記録の保存については、株主総会決議取消しの訴えが提起されたときの証拠資料とするために保存するのであれば、その提訴期間(3か月)に合わせることで十分であると考えられ、書面の議決権行使よりも広くとる理由がない。閲覧または謄写に関する規律を設けなくても、株主は、株主総会決議取消訴訟において、民事訴訟法に基づく文書提出命令により通信記録等を確認することが可能である。通信記録等の閲覧等を認めると、決議取消訴訟を提起すべき具体的な事情を株主が何ら認識していない場合であっても、「訴えの提起を検討するため」という理由で、通信記録等の閲覧等が広くなされる懸念がある。

	意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
11	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 3株主総会の決議の取り消しの訴えの特則	バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)を規律として設けることには賛成。但し、(2)の場合にセーフハーバールールが適用されないものとするに反対。また、(注1)に記載の「通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバールール適用要件ではなく、前記1(バーチャルオンリー株主総会)の実施要件とする考え方」に反対。	「決議に影響を及ぼした」として取消訴訟が提起されやすくなり、バーチャルオンリー株主総会を採用することを躊躇する会社が増えることが懸念される。また、(注1)については、通信障害が発生せず、問題なく株主総会が開催されたにもかかわらず、通信障害対策措置を取らなかったことをもって株主総会の決議取消事由となることには、合理性が無いため反対する。
12	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 4株主総会の延期または続行	試案に賛成。	
13	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 5場所の定めのある株主総会の開催請求権	試案に賛成。	当該請求権を認めた場合、予測可能性に影響し、実質的にバーチャルオンリー株主総会の開催が困難となる(株主からの請求に備えての会場確保など)。
14	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 6規律の適用対象	(1)賛成。(2)ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)に関する規律に限定して規律を設けるべき。	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会については、特段の規律が設けられていない現行法の下でも行われており、規制強化となるような株主総会の決議の取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)以外に新たな規律を設けるべきではない。
15	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 7バーチャル社債権者集会	試案に賛成。	迅速な情報提供や議決権行使が可能となり、発行体・社債権者双方の負担軽減に資することから賛成。本邦社債市場の活発化も期待できる。
16	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第1バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 8社債、株式等の振り替えに関する法律 第86条に規定する書面制度	A案に賛成。	書面による証明に加えての選択肢拡大となり、また、書面による証明のみではバーチャル債権者集会で機能しないと思われるため、A案に賛成。

	意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
17	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 1株式会社から実質株主を確認する制度	(1)制度の趣旨を「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」とのみ整理するのではなく、「株主の共同の利益の保護」や「支配に関する重要な情報の把握及び開示」も含めて整理すべき。(1)才過料による制裁に加えて、議決権の停止による制裁を認めるべき。(2)実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の代理行使について、新たに規律を設けるべきでない。	(1)過料による制裁では抑止力として不十分である。とりわけ、海外の名義株主や指図権者に制裁を科すことは困難。株式会社から実質株主を確認する制度の実効性が確保されなければ、株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度も十分に機能しないことが見込まれる。議決権停止は自動発行ではなく、種々の事情を鑑み「会社が停止することができる」としておけばよい。(2)実質株主による株主総会への代理出席および議決権の代理行使については、「株式会社から実質株主を確認する制度」に基づき実質株主の情報が提供されたとしても、その情報の正確性を会社側で担保することは通常困難であるため、代理人としての出席および議決権行使を認めるか否かの判断が困難なケースが多く生じることが想定される。また、本制度は会社からの請求に基づき実質株主を確認するものであり、実質株主のうち、一部の者(会社から確認請求をしたもの)についてのみ代理出席および議決権の代理行使を認めることになり、実務に混乱を生じさせるおそれがある。当該規律を設けた場合、上場会社の実務上の負担が大きくなるとともに、決議取消リスクが増大することが懸念され、ひいては、本制度の利用を躊躇することにもなりかねない株式会社から実質株主を確認する制度について、過料による制裁に加えて、議決権の停止による制裁を認めるべきである。
18		実質株主確認制度のうち株式会社から実質株主を確認する制度の利用を怠った場合において、役員が善管注意義務違反が成立する事例を明確化すべきである。	会社の実質株主確認権はシンプルに会社の権利と解することでよい。仮にこの制度を会社が利用しなかったことにより企業価値を棄損した場合には取締役の善管注意義務の問題を惹起することはないか、また、そのようなことが想定されるのであれば、取締役の具体的な行動基準も含めて予め明らかにしていただきたい。
19	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第2実質株主確認制度 2株主側から株式会社に対する通知を義務づける制度	試案に賛成、但し(1)「支配に関する重要な情報の把握及び開示」を制度の趣旨としていれ、対象は5%要件の引き下げについても検討すべき。	
20	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3株主総会のデジタル化に関するその他検討事項 1書面交付請求制度の見直し	A案に賛成、但し、移行期間については設ける必要なし。	デジタル化社会に則すこと、また、移行期間は本来対応策を講じるための期間であるが、すでにアクセス通知が原則、書面交付が例外となっている中改めて移行期間を設ける必要性を感じない。会社負担を軽減し、企業の稼ぐ力へ回すためにも移行期間は設けるべきでない。
21	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3株主総会のデジタル化に関するその他検討事項 2書面による議決権の行使についての見直し	A案に賛成。	
22	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第3株主総会のデジタル化に関するその他検討事項 3株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し	試案に賛成、(注1)の将来的な見直しについても賛成。	

意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
23 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 1事前の議決権行使がされた場合における株主総会の決議の合理化	A案に賛成。但し、定款の定めは不要とすべき。仮に、A案について、定款の定めが維持されるのであれば、A案の規律を設けるのとあわせて、定款の定めを要せずに、株主総会当日の議事による法令違反等は株主総会の決議取消事由とならないものとするB案や、(後注)の議長が事前に株主総会の決議の要件を満たした旨を宣言した議案を可決したものとみなす考え方についても検討すべき。	上場会社の株主総会においては、事前の議決権の行使により、株主総会の前日までに決議の成立が事実上確定しているケースが大半であるにもかかわらず、現行法のもとでは、株主総会当日に採決を行うまで決議は成立しないため、当日の議事運営次第では決議取消事由が生じ得る。そのため、上場会社は、決議取消事由が発生しないよう、多大な時間、労力、費用をかけて、詳細かつ多岐にわたる想定問答の作成、動議など様々なケースを想定した議事運営シナリオの作成、リハーサル等による当日の所作の確認等の事前準備を入念に行わざるを得ず、また、株主総会当日も慎重な議事運営を行うことに注力せざるを得ない。「会議体」としての株主総会に関する規律の見直しにより、上場会社の負担を軽減させるにとどまらず、株主との間で、過度に慎重になることなく、柔軟で自由なコミュニケーションをとることが可能になるため、会社と株主の建設的かつ実効的な対話が促進されることにつながり、会社だけでなく株主全体にとっても望ましい。 A案では、株主は、事前の議決権行使をするか否かを通じて、事前に決議を成立させるか、あるいは株主総会当日に決議を成立させる(株主総会を意思決定の場とする)かを選択することが可能である。したがって、A案では、定款の定めがなくても、株主総会当日の審議を踏まえて決議を成立させるか否か、すなわち株主総会を意思決定の場とするか否かについて、株主の意思が適切に反映されることになる。 また、多くの上場会社では、株主総会の特別決議の定足数を定款で3分の1に引き下げており、定款変更は、総株主の議決権の3分の1の株主が出席し、その3分の2の賛成で成立し得る、つまり、総株主の議決権の9分の2の賛成のみで成立し得るのに対し、A案では、株主総会ごとに、事前の議決権行使によって、普通決議事項の場合は総株主の議決権の過半数の賛成、特別決議事項の場合は総株主の議決権の3分の2の賛成が必要であることから、定款変更よりも株主総会ごとの事前の決議の方が、より多くの株主の意思を反映したものと見方も可能である。この点からも定款の定めを要件とする必要はないと考える。 決議取消事由を限定するB案では、事前の議決権行使により多数の賛成票が得られている場合であっても、株主総会当日に採決を行わない限り、決議は成立しないと考えられる。また、何らかの理由で株主総会当日に採決ができなかった場合には、決議が成立しないこととなり法的安定性を欠く。さらに、株主総会当日の修正動議への対応の負担も発生する。
24 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 2株主総会の書面決議制度の見直し	試案に賛成、但し、「但し書」以下については不要、または総議決権における一定割合に達することを要件とすべき。	1人でも株主が反対すれば決議が成立しないことになり、制度の活用が進まないことが懸念されるため。
25 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 3社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し	A案に賛成。	
26 第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し 4キャッシュ・アウトの手続きの見直し	A案に賛成、但し、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件(MOM条件)の設定を公正な手続の要件とすべきではない。仮に、一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容として、MOM条件の設定に関する規定が設けられるならば、改正を行わないB案とすべきである。	MOM条件が設定された公開買付けに限定すると、それ以外の公開買付けについて、金銭の交付時期が遅れることへの懸念から生じる強圧性の問題が生じる。また、MOM条件の設定については、企業価値の向上に資するM&Aに対する阻害効果の懸念もある。また、会社法がMOM条件の設定について法的効果を与えると、MOM条件の設定のない公開買付けは一般株主の利益の確保のための公正な手続を踏んでいないとの評価を前提に法改正がなされると受け止められるおそれがある。

	意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
27	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5株主提案権に関する規律の見直し 1株主提案権の議決権数の要件の見直し	A案に賛成。	可決の可能性が乏しい株主提案の対応のために会社において非常に大きな負担やコストが発生している。これらの負担やコストは、最終的には株主全体で負担をすることになることから、このような状況は、株主共同の利益に資するとは言いがたい。また、議決権300個については、当該会社の議決権総数や上場会社・非上場会社であるかによっても状況は大きく異なるため、会社の規模や種類を問わず、一律に議決権を300個有していれば株主提案権を有するという制度は、合理性を有するとは言いがたい。かつては会社と株主間のコミュニケーションの手段が限られており、株主にコミュニケーションの機会・手段を与えたとする議決権数要件の制度趣旨に意義があったが、近年ではコミュニケーション手段も増えており、当該制度趣旨自体の意義が乏しくなっている。
28	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第5株主提案権に関する規律の見直し 2株主提案権の行使期限の見直し	A案の見直しをした上でB案の見直しも行うことに賛成。(注1)については適時開示制度及びデジタル社会であることに鑑み公告よりも適時開示の方が株主にとって認識しやすく、利便性が高いと思われる。また、試案に記載はないが、業務執行事項に関する様々な株主提案が定款の変更に関する議案として提出されている現状を踏まえ、業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限すべき。	実際の株主提案は、株主と企業との間の直接対話を含む各種のコミュニケーションの後に行われることが通常と考えられる。そのため、行使期限が前倒しされたとしても、株主の権利が過度に制約されることにはとはいえない。 株主総会の4か月前までに株主への通知を実施し、株主提案権の行使期限が株主総会の3か月前までということが明確化されることになれば、株主にとって予見可能性および十分な検討期間が確保され、また、会社にとっても、株主提案への対応のために一定の期間が確保される。 株主提案権がより早期に行使されることとなれば、より充実した取締役会意見の形成等につながると期待される。 取締役会設置会社の業務執行は本来は取締役会が決定すべきであるが、定款変更の形式で業務執行事項に関する議案を提出することを認めると、事実上、業務執行事項について無制限に株主提案を行うことが可能となり、株主総会の権限を限定した会社法第295条第2項の趣旨に反することになりかねない。また、日常的な業務執行事項が定款に定められると、当該事項を変更するためには株主総会の特別決議による定款変更が必要となるため、機動的で柔軟な経営判断が困難となる。
29	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第6その他 1会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し	2項調査者制度を廃止すべきである。仮に、廃止が困難である場合には、株主総会で選任される役員と同じ規律を及ぼす観点から、B案に一定の修正を加えた見直しを行うべき。	本制度は、調査権限の対象事項、調査の範囲、調査者の義務や責任などについて具体的な規律がなく、裁判所の関与もないため、濫用のおそれがある本制度は、昭和25年(1950年)の商法改正において、監査役が業務監査権限を有しないものとされた際に、その役割の一部を少数株主に担わせるために導入された。しかし、現行法では、株主総会で選任された監査役等が業務監査権限を有している。株主総会で2項調査者の選任を認めることは、会社のガバナンスに混乱をもたらし得る。仮に、廃止が困難である場合には、B案の規律を基本としつつ、株主総会で選任される役員と同じ規律を及ぼす観点から、B案に一定の修正を加えた見直しを行うべきである。例えば、2項調査者を株主代表訴訟の対象にするなど、2項調査者について、株主総会で選任される役員と同様の規律を及ぼすべきである。また、会社の健全な経営を確保する観点から、調査対象事由は重大な法令違反事由に限定すべき。
30	第2部株主総会の在り方に関する規律の見直し 第6その他 2株主総会の招集手続等に関する検査役 の選任の申立権者の見直し	B案に賛成。	
31	第3部企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第1指名委員会等設置会社制度の見直し 1指名委員会等の権限の見直し(1)	A案に賛成、但し社外取締役の要件は過半数でなく半数以上、とすべき。また(注2)は不要。	指名委員会や報酬委員会は取締役会の中の委員会との位置づけであり、その決定は取締役会で覆せる方が自然。社外取締役が過半数を占める委員会の決定を取締役会で覆すには過半数の賛成が必要であるところ、取締役会全体で社外取締役が半数以上であれば社内取締役の意向だけで委員会の決定を覆すことはいずれにせよできないため、社外取締役の要件を過半数とする必要性は低い。注2の記載についても、取締役会の下部組織である委員会の決定を総会で株主に通知する必要はない。

	意見の該当箇所	意見の具体的内容	意見の理由
32	第3部企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第1指名委員会等設置会社制度の見直し 1指名委員会等の権限の見直し(2)	A案に賛成。(後注)につき、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方については、見直しを行う必要はなく、3つの機関設計(指名委員会等設置会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社)に優劣は存在せず、各社が自由に選択すべき。特定の機関形態に誘導することのないように留意いただきたい。	指名委員会と報酬委員会で差異を設ける必要性は感じない。
33	第3部企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第1指名委員会等設置会社制度の見直し 2監査委員会の権限等の見直し	(1)独立社外取締役以外の取締役・執行役には閲覧又は謄写を禁ずべき。(2)総会参考書類への予定委員の記載については賛成、委員に選定されなかった場合、または解職された場合、若しくは辞任した場合等においては事業報告への記載は不要。	(1)業務執行取締役や執行役兼務取締役への監査委員会の議事録閲覧・謄写の禁止には賛成。期中のやむを得ない委員の交代・異動等も考えられるため、次年度の事業報告での記載につき理由の開示を会社法上で義務付けることは不要(方法は会社にゆだねられるべき)。
34	第3部企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第2責任限定契約制度の見直し	1試案に賛成、2は試案に反対。	責任限定契約の相手方を拡大することにより、経営陣の適切なりスクレイクおよび特に海外からの優秀な経営人材の確保を後押しする環境を整備すべきである。業務執行取締役と社外取締役との間で責任限定に関する取扱いが大きく異なる現行の規律は合理的ではない。責任限定契約は、取締役の責任を完全に免責するものではなく、善意でかつ重大な過失がない場合に限って免責が認められ、その場合でも一定の損害賠償責任は負担する。実質的な利益相反の有無や程度等は、善意でかつ重大な過失がないという要件への該当性の判断にあたって考慮すれば足りる。
35	第3部企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し 第3事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	試案に賛成。1について、電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出するかどうかについては、上場会社の選択に委ねるべきである。上記の見直しに加え、開示書類に関する法的責任の合理化を引き続き検討する必要がある。	有価証券報告書の早期作成・提出の実現のためには、有価証券報告書における開示内容の見直しやスリム化、株主総会準備の負担軽減、事業報告等や有価証券報告書以外の開示も含めた開示全体の見直しなど、制度横断的な環境整備を継続して検討することが肝要である。